

議題 3 目標達成のための重点取組事項などについて

- 1 未収金圧縮の目標達成に向けて P31
- 2 令和4年度目標達成のための重点取組事項 P32
- 3 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について P33
- 4 重複滞納者に対する取組の推進 P33
- 5 民間委託の活用状況（令和4年3月末現在） P34
- 6 主な債権における未収金残高目標及び具体取組内容など P35～

1 未収金圧縮の目標達成に向けて

目標達成のための重点取組

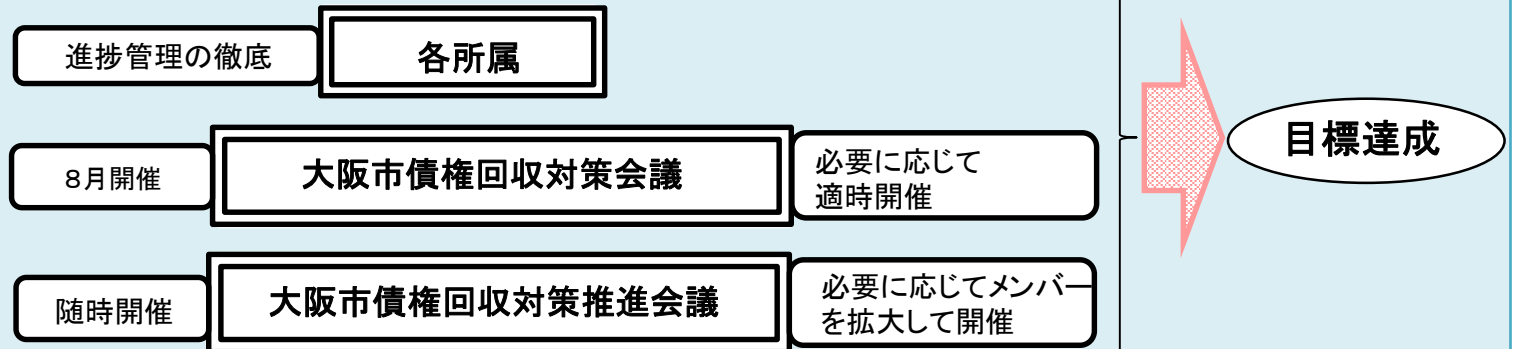
(平成27年1月開催 第16回大阪市債権回収対策会議で設定)

- ・強制徴収できる公債権⇒滞納処分を徹底
- ・強制徴収できない公債権及び私債権⇒厳正な法的手続きを実施
- ・私債権⇒債務者の状況を精査し、適正な未収債権の整理を実施
- ・最大限の時効中断の措置や徴収停止等の実施
- ・口座振替勧奨等による納期内納付促進の取組



目標の達成に向けて

今回設定した目標は、直近の決算見込の状況を踏まえて各所属が設定したもの



2 令和4年度目標達成のための重点取組事項

- (1) 強制徴収できる公債権については、財産調査（給与・預金等）を強化し、納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、適切な債権管理を実施
- (2) 私債権及び強制徴収できない公債権については、預金、給与収入等を有するなど納付能力がある滞納者に対して、支払督促をはじめとする厳正な法的手続きを実施。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、適切な債権管理を実施
- (3) 私債権及び強制徴収できない公債権について、債務者の状況を精査し、回収不能な債権については、債権放棄をはじめとする適正な未収債権の整理を実施

(本市においては、次の場合などで債権放棄を実施する。)

・私債権

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者に差し押さえることができる財産がないため

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債務者についてその所在が不明であるため

消滅時効の期間が経過しており、かつ、債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるため

・私債権、強制徴収できない公債権共通

債務者が破産免責決定を受けており、当該債務を弁済することができる見込みがないため

債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

- (4) 令和4年度中に時効を迎える債権については、行方不明等により不可能な場合を除き、債務承認書、分納誓約書の取得など、時効更新のため最大限取組を実施。時効更新を行えない場合は、財産調査に基づき、滞納処分の停止又は徴収停止を実施
- (5) インターネット専業銀行など口座振替対象金融機関の拡大や多様な納付環境の整備等による納期内納付促進の取組によって新規未収金の発生を抑制

3 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について

令和4年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権について、各債権所管所属において、時効更新のため最大限取組を実施するとともに、市債権回収対策室においても、滞納者一人あたりの滞納金額が10万円以上の債権について、滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施し、進捗管理を徹底する。

4 重複滞納者に対する取組の推進

市税、国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、児童福祉施設徴収金の5種類の強制徴収できる公債権について、市債権回収対策室において、名寄せ作業を行うので、各債権所管所属は、市税の処理情報を活用し、早期処理を図る。

特に国民健康保険料と介護保険料についてはデータの共有化等を行い、滞納処分等の実施可能案件について迅速に対応する。

また、市債権回収対策室においては、重複滞納案件（国民健康保険料と市税の重複）を引継ぎ、取組を推進する。

5 民間委託の活用状況（令和4年3月末現在）

（主要債権）

国民健康保険料		市税		介護保険料		住宅使用料	
委託先	委託内容	委託先	委託内容	委託先	委託内容	委託先	委託内容
民間事業者	督促状を発付した世帯のうち未納月が1期の滞納世帯への納付勧奨	民間事業者	・原則として、現年度分滞納者への納付勧奨（コールセンター） ・催告書及び財産調査資料の作成補助	民間事業者	・督促状納期経過後も滞納が続く場合の納付勧奨（コールセンター・戸別訪問）	弁護士	退去した使用料滞納者を対象とした納付勧奨及び催告等

（その他主要債権）

土地賃貸料（契約管財局）		後期高齢者医療保険料		母子父子寡婦福祉資金貸付金		不正入居等損害金（市営住宅）	
委託先	委託内容	委託先	委託内容	委託先	委託内容	委託先	委託内容
弁護士	滞納案件の解消にかかる法律相談を行うとともに、弁護士からの督促等	民間事業者	・督促状の指定期限を過ぎてなお納付がない滞納者への納付勧奨（コールセンター） ・75歳年齢到達者に対し、口座振替用紙の発送及び電話勧奨	サービス（※）	滞納総額10万円以上の滞納者または府外居住者滞納者を対象として、電話督促や訪問徴収	弁護士	退去した損害金滞納者を対象とした納付勧奨及び催告等
給水料		土地賃貸料等（大阪港湾局）		土地賃貸料相当損害金等（大阪港湾局）		（※）管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者	
委託先	委託内容	委託先	委託内容	委託先	委託内容		
民間事業者	・水道メータ検針、料金徴収等 ・原則として未納案件全てについて、納付勧奨・督促・徴収	弁護士	債務名義取得済みの特定の債権について、財産調査から強制執行までの業務	弁護士	債務名義取得済みの特定の債権について、財産調査から強制執行までの業務		

上記掲載内容については、債権回収を委託する債権のうち、代表的なものを掲載している。